

## 平成28年度第1回平鹿地域保健医療福祉協議会 議事録（要旨）

1 開催日時 平成28年8月31日(水) 午後1時30分から午後2時35分まで

2 開催場所 平鹿地域振興局福祉環境部 2階 研修室

### 3 出席者委員

No.	氏名	所属団体・役職名	出欠
1	高橋 大	横手市長	出席
2	西成 忍	横手市医師会 会長	出席
3	齊藤 研	平鹿総合病院 院長	出席
4	熊谷 克己	横手市歯科医師会 会長	出席
5	赤澤 茂樹	ひらか歯科医師会 会長	出席
6	村田 善重	秋田県薬剤師会横手支部 支部長	出席
7	佐藤 京子	秋田県看護協会横手地区支部 支部長	出席
8	和泉 貞昭	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 事務局長	出席
9	渡部 勝	横手市ブロック老人福祉施設連絡協議会 会長	出席
10	手賀 尚紀	横手市自立支援協議会 会長	出席
11	石橋 裕子	県南地区介護支援専門員協会 副会長	出席
12	須田 健二	横手労働基準監督署 署長	出席
13	高橋 雅博	横手商工会議所 事務局長	出席
14	月澤 千鶴子	横手市養護教諭研究会 会長	欠席
15	佐藤 留衣子	横手市栄養士連絡協議会 会長	出席
16	佐々木 孝雄	秋田県教育庁南教育事務所 所長	出席
17	佐野 洋子	横手市結核予防婦人会 会長	欠席
18	見田 琴子	横手市食生活改善推進協議会 会長	欠席
19	和泉 俊一	横手食品衛生協会 会長	出席
20	高橋 猛	生活衛生関係営業横手地方連絡協議会 会長	欠席

### 4 会議の成立

委員定数20名中16名の出席があり、保健医療福祉協議会条例の規定により平鹿地域保健医療福祉協議会は成立した。

### 5 保健医療福祉協議会について

事務局から、保健医療福祉協議会の概要について、参考資料1から参考資料3までにより説明を行った。

### 6 会長選出

委員の互選により高橋大委員が会長に選出された。

## 7 議 事

### 【高橋会長挨拶】

第1回の秋田県平鹿地域保健医療福祉協議会ということで、先ほど会長として御推薦いただいた。非力ながら、会長として邁進してまいりたい。何卒よろしくお願ひ申し上げる。

平素、振興局の皆様には、地域の保健医療福祉行政の推進に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。また、本日御参席いただいている委員各位にも、各会の発展のために御尽力いただいていること、保健医療福祉行政の推進に対し御指導・御協力を賜っていることに敬意を表したい。今後も県の事業が住民や現場の意見がしっかり反映された形で推進されるよう、本協議会で活発な御意見を出していただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

### 【会長職務代理者（副会長）の選出】

高橋会長の指名により会長職務代理者である副会長に西成委員が選出された。

【協議事項（1）】平成28年度平鹿地域振興局福祉環境部の主要事業について事務局から、資料1から資料3までにより説明を行った。

### 議長（高橋会長）

ただいまの協議事項について、御意見、御質問を出していただきたい。発言したい方は挙手をお願いします。

### 西成副会長

説明された事業で、特にうまくいかなかった部分、特に今後一番進めていかなければならない、又は、連携を強めていかなければならないと感じている部分はどこか。

### 事務局

企画福祉課は、先ほどの説明のとおり、子ども・子育て関係の協議会を担当している。今までの経緯を説明すると、県は県の協議会で独自に課題を地域から吸い上げ、それに対する啓発事業ということで独自に事業を行っていた。この協議会の委員の構成は計画委員と要請委員の2種類で、計画委員は日頃子育ての関係で活動されている方々が計画を出すことによって委員になる訳だが、以前は計画委員がたくさんいたものの、平成26年度には計画委員が1つの団体になってしまった。その要因には、同じような子ども・子育ての協議会が市でも行われているということがあった。それで、県と市で一緒にやれないものかということで平成27年度に市に申入れを行い、啓発事業だけではあるが、平成27年度は一

緒にやることができた。ただ、本当に我々がしなければならないのは、そのようなイベントにも出てこない、周りにも友達もいないような、孤立している子育て家庭に一番焦点を当てることであるが、なかなかまだそこまで協議会として入っていけないという状況である。その点を今後どのようにしていくのかということ、少子化や子ども・子育ての分野が重要になってきている訳だが、今後一番焦点を当てるべき、孤立していたり、子育てに悩んでいたりする家庭にどのようにアプローチしていけばいいのかが最大の課題である。

### **西成副会長**

災害でも、今の子育てでも、いろいろなところで、市と地域振興局とで連携していかなければ当然いろいろなことは進まない訳だが、例えば子育てに関して市民から見てどこに窓口を求めるのがいいのかというのが一番困るところだと思う。窓口というのはどういうふうに設定しているのか。窓口が2つも3つもあると困るので、どこかに一本化してもらいたい。

### **事務局**

窓口というのは、やはり一番住民から近い場所となると、市の窓口になるのではないかと思う。課題の掘り起こしを考えた場合にも、やはり市の子育て支援課や家庭相談員の方々が一番の中心になってくるのではないかと考えている。

### **西成副会長**

窓口は市のほうに一本化されているとすれば、市に寄せられた意見をどのように地域振興局と共有していくかということが一番ポイントになる。今までの説明以外で問題点は何かあるか。

### **事務局**

県の協議会は、要請委員と、実際に子育てのサークル活動をされている計画委員で構成されており、各委員を通してという形になってくるため、直接的にそういう方々と接する場面がなかなかないという弱みがある。

### **西成副会長**

子育てに限らず、いろいろな分野で、その分野の一本化した窓口は、市民からの情報や相談がなされる訳だが、その届いた相談を地域振興局と市でどのように情報を共有して進めていくのかが一番大事なポイントで、そこがうまくいかなければ何も進まない。早い話が、協議会を年何回か開いてやっても小回りがきかない訳で、子育てなら子育ての分野で地域振興局の担当と市の担当と日常どのように情報を共有していくのかというのが一番大事な部分だと思う。それについてのアイデアか何かあるか。

### **事務局**

要請委員の中には市の子育て支援課の職員もいるため、そこでいろいろな話題の共有はできると思う。また、啓発活動という面では、子育て支援課や子育てサークルの方々を通していろいろな課題があがってくるという可能性もある。

### **西成副会長**

その子育てサークル等からあがってきたものを受け止めるのが、さっき言った市の窓口ということか。

### **事務局**

これについては、県の協議会としても検討していくべき課題だと思っている。委員の中に市の子育て支援課の職員もいるため、課題を共有することは可能だと思う。

### **西成副会長**

共有するのは可能だろうが、市民から見て、実際に相談した案件がどこでどのように処理されているかわからなければ何にもならないと思う。その部分をきちんと進めていくのが一番大事なことだと思う。いろいろな分野で全て小回りのきくような状態にしなければならない。地域振興局と市の担当の部署との日常的な連携の仕方が一番大事で、そこをもとにいろいろなサークルや他の団体と連携をとって進めていかないといけないのでは。題目みたいに協議会があっても動かないと意味がない。

### **事務局**

いろいろと制約はあるが、できるだけ市と県で情報共有をしたり、いろいろ問題を一緒に考えて処理していきたいと考えている。

### **西成副会長**

ここは、一つの地域振興局と横手市の行政区域が一体となった非常に稀に見るいいパターンの区域だから、ぜひそこを進めていって、市と地域振興局が常に連携をとれるようないろいろな体制をとっておくことが一番大事だと思うので、その辺の検討をよろしくお願ひしたい。

### **議長（高橋会長）**

私は、会長で進行役だが、西成副会長の御意見に付け加える形で、市としての立場で今この場で回答できる部分をお話できればと思う。まず、やはり行政というのは、どうしても組織上そうになっているため、市も県も行政機関が分かれてしまっていて、まさに縦割りである。市は住民と最前線で向き合っているし、県職員は全県での異動がある中で、なかなかずっと横手にいて、横手の隅から隅まで知り得る職員というのは育ちづらい環境の中で、それぞれ立場が違うのだと思う。住民側にしてみても、仮に我々が入口をちゃんと設置したとしても、勝手口から入っ

てくる方もいれば、家の窓から入ってくる方もいれば、煙突の上から入ってくる方もいて、いくらこちら側がそういう窓口や玄関を示しても、なかなか発信力の足らなさか、至らなさで、入口を間違えてしまう住民もいる。市ではワンストップということを意識して、どこの部署に相談にきても、その受けた職員がなるべく窓口になる形で、他の関係部署と連携して、責任をもってたらいまわしにしないように対応をしていくことを意識するよう指示を出している。ただ、指示から間もないので、多岐にわたる相談をワンストップで一職員が何でも対応できる訳ではないのだが、極力そういう形を意識してやるようにしている。住民側がどの入口から入ろうともしっかり対応できる職員に、それぞれが市の職員も県の職員も育たないといけないのだと思っている。子育てというと、赤ちゃんから幼児、保育所、園児までは福祉又は教育にまたがってしまうし、小学生、中学生、高校生になると学校や市の教育委員会、県の教育委員会や教育事務所であったり、さらに高校を卒業して社会人になればまた福祉や民生のほうで窓口になったりと、同じ事情や悩みを抱えていても、その子どもの年齢によって、入っていく窓口が違っていたりするが、住民にしてみれば一役所で、何々課も何々部もない訳だから、そういう意味では逆に行政機関が、常に顔を合わせて、気軽に情報交換ができるようなコミュニケーションを密にすることを、日頃の仕事の中で何気なく、あるいは休憩のたばこの場とか、飲み会の場、反省会でも何でもいいので、職務上でもプライベートでもいろいろ密接度を高めることが非常に大事なのだと思う。そういう意味では、それが一番可能なのはこの平鹿地域振興局管内であり、横手市であると思うので、その強みを他の地域よりももっともっと生かすべきだというのが西成副会長の御意見だというふうに思っている。だから、どこが窓口であろうとも、対応した職員が責任をもってということが望ましくて、昔では何か所もたらいまわしにして結局解決しないというのがあったかもしれないが、平鹿地域振興局管内ではそういうのを少しでもなくせればと思う。

また、情報共有については、個人情報保護が非常に壁になったりしている。ひきこもりを一つの例にすると、親が「うちの子がひきこもってるから困っている」と相談にくる親はまだいいが、相談もなく、その家に存在していることすら周りにも知られていないところが一番悩ましい訳で、これは水道料金や税の徴収、その他諸々の御家庭に訪問しないといけないときに、「あれっ、ここの世帯はおじいちゃん、おばあちゃんの2人世帯のはずなのに、若い人の靴があっっておかしいな」というふうに気付いたり、我々が把握し得ない悩ましい状況を抱えている御家庭からの報告が行政に届かないまま、現場で活動している職員が見つけるという場合も実際にある。中には、こちら側がアプローチしても、親がひきこもっていることを修業というふうに前向きにとらえて、それを問題だとも思わない家庭も、実際の現場ではある。ただ、その情報をどこまで、課や局をまたいで伝えられるかというところが、今の個人情報保護の悩ましい部分で、市役所内では同じ機関だから多少連携はとれるが、それを県ともとなると、より一層の阿吽の信頼関係がないとなかなか乗り越えられない壁もあるのだと思う。今の制度や法律の中でできる限りの最善を今後も連携を密にして実現できればと思っている。西成

副会長の御提言はごもつともで、今後とも頑張っまいるたい。

### 高橋（雅）委員

実は、複数の会員の方から、食品衛生法の食品製造の営業許可に関して、どうも他県と比べたら秋田県は厳しいのではないかというふうな御意見をいただいている。県は食品衛生法の基準に従って設備等の指導をされているのだと思うが、私は他県の事情はわからないし、食品の製造業をやったこともないので、具体的なところはわからないが、秋田県が食品製造業がものすごく生産量が低いのもそれに起因するのではないかというお話をされる方もいるので、その点について教えていただきたい。

### 事務局

そのような質問を受けることは多々あるのだが、実は他県と施設基準等はほぼ同じである。ただ、施設基準は各自治体で決めることになっているため、自治体毎に事情というものがあつて、例えば秋田県だと飲食店営業は食中毒が起りやすいので面積基準があるが、東京都では面積を広げれば家賃が高くてとてもできないということで、面積基準がない代わりに手洗い設備について大きさが細かく決められた施設基準があつたりする等、その場所その場所の施設基準がある。秋田県はある程度広さがとれるため、その中で安全性がとれるということでやっているが、東北6県を比べてもほぼ同じで、あまり細かくはない。おそらく、お話あつた方は、かなり昔に一度指導を受けていて、実は平成13年に地方分権一括法のあたりに、だいたひ製造の機械がコンパクトになつたので、それにあわせて基準も緩和されているのだが、途中で相談されなくてそのような話になつたのではないかと思う。何かやりたいときには相談にきていただければ、こういうことのできるのかということでおそらく納得していただければと思う。相談に来られる方は、自分で製造業の許可をとられる方がいらつしやるので、ぜひ相談をよろしくお願ひしたい。

### 高橋（雅）委員

その方は、指導を受けたそうだが、基準に合うような施設をいれるとなると、ものすごく高額でとてもじゃないけどできないというふうなお話をされていた。

### 事務局

もしかしたら、業種によるのかもしれない。例えば、ジュースを作りたいとすると、普通に家庭だとただ絞つてできるかもしれないが、国の規格基準があつて、国の規格基準を守つた作り方をしないと商品として流通できない。そのような規格基準だけは絶対に守らないといけなかつたため、基準に見合つた殺菌温度を確保できる機械等はどうしてもいれなければいけなかつた。何をやりたかによつて難しいものと、こういう形であればできるというものがあるため、その方が何をやりたかによつては難しい面もあるかと思う。

### **高橋（雅）委員**

おそらくこれからそういうことをやられる事業者の方はけっこう出てくるかと思うので、できれば運用を柔軟にしていただければありがたいなと思う。よろしくお願ひしたい。

### **議長（高橋会長）**

今のお話は、おそらく、全県網羅するような事業を展開しているところでも、横手だけ厳しい、担当の職員によって厳しさが違うとか、そういうのを感じるといううわさを聞くことがあるので、実際にはそんなことはないと思うが、何とか事業が前に進むようなアドバイスというか、ここはテクニックで変えれば安価に事業を実施できるというような形で指導して、規制でブレーキをかけるのではなくてという趣旨なのだと思う。

### **齊藤委員**

重点施策には、がん予防の受動喫煙防止等の普及啓発キャンペーンの実施とあるが、今朝の報道を見ると、受動喫煙しない人に比べて受動喫煙の人は1.3倍がんになりやすいというような報道がされて、さらに一層防止を強めるようなことを目にした。また、県のガイドラインがあるということも書かれていた。自治体によっては市単位でも条例を作っているところもあると聞いており、来る2020年の東京オリンピックに向けて、屋内や屋外での受動喫煙の防止ということも検討するようだが、県としてキャンペーンで終わるのか、さらに一步踏み込んだ条例に向けての予定や考えがあるかどうかをお聞きしたい。

### **事務局**

今、県としては、率直に申し上げて、条例の検討はしていない。まずは、今作ったガイドラインを普及させたいと考えている。ガイドラインを作る際にもいろいろ議論があったため、まずはガイドラインを普及させていって、条例も頭の片隅に置きながら、前に進めていきたいと思っている。

## **【協議事項（2）】 その他**

### **議長（高橋会長）**

協議事項（1）の他に、県の保健医療、福祉に関する事業や業務に関して、皆様から自由に御意見、御要望あるいは御質問を出していただきたいと思うが、いかがか。

（特になし）

以上